

# 練馬区の 監査のあらまし

～令和 7 年度監査結果の概要～



令和 8 年（2026 年） 9 月

練馬区監査委員

# 1 監査委員制度の概要

## (1) 監査委員の役割

監査委員って何をする人なんだろう？

練馬区の事務事業の執行について、法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織や運営の合理化に努めているかなどについて、区長から独立した公平な立場で、チェックします。

## (2) 監査委員の構成

監査委員には、だれでもなれるの？

識見を有するものから選任された委員2名と区議会議員から選任された委員2名の合計4名の委員により構成されています。

また、識見を有するものから選任された委員のうち、1名が代表監査委員となり、委員に関する庶務を担当します。

＜練馬区の監査委員（令和8年9月1日現在）＞

| 氏 名     | 区 分                           |
|---------|-------------------------------|
| 市村 保    | 識見を有するものから選任された委員<br>(代表監査委員) |
| 萩野 うたみ  | 識見を有するものから選任された委員             |
| 田中 よしゆき | 区議会議員から選任された委員                |
| 井上 勇一郎  | 区議会議員から選任された委員                |

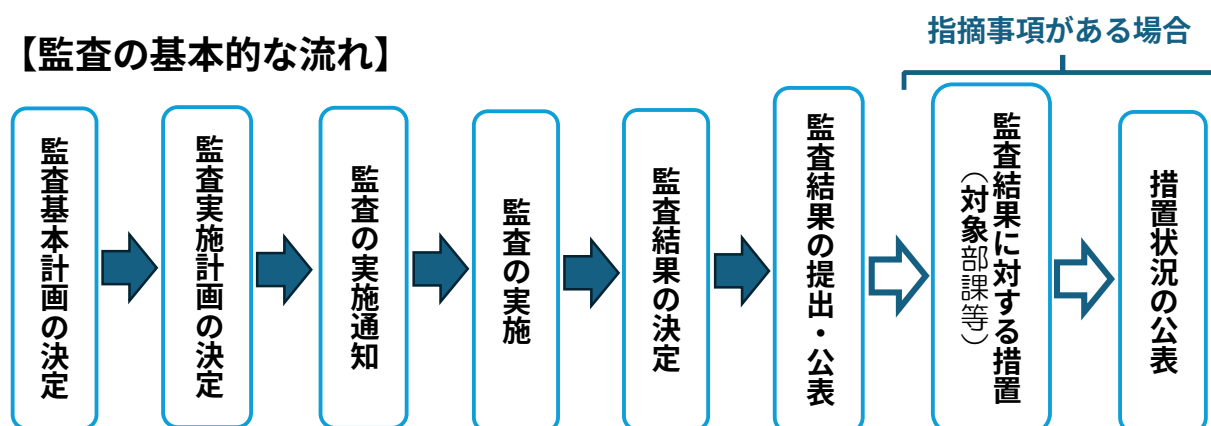
### (3) 監査等の種類

監査にはどのようなものがあるの？

監査委員は、地方自治法等に基づき、様々な監査、審査、検査を行っています。主な監査等の種類は、つぎのとおりです。

| 監査等の種類      | 概 要                                                         |
|-------------|-------------------------------------------------------------|
| 定期監査        | 区の財務に関する事務の執行について、区の各部課・施設を対象に、期日を定めて監査を実施するもの              |
| 行政監査        | 特定の事務事業を選定して監査を実施するもの                                       |
| 財政援助団体等監査   | 区が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っている団体等を対象に監査を実施するもの                  |
| 決算審査        | 区の決算および関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査するもの                          |
| 基金運用状況審査    | 基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査するもの           |
| 健全化判断比率審査   | 健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査するもの        |
| 例月現金出納検査    | 会計管理者の現金の出納事務が正確に行われているか毎月検査するもの                            |
| 住民監査請求による監査 | 区の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などがあるとして、区民から監査請求がされた事項について監査を実施するもの |

#### 【監査の基本的な流れ】



## 2 令和7年度監査等結果

### (1) 定期監査

令和7年度は47課95施設に対する財務等監査と8か所の工事監査を実施しました。指摘事項※1は0件、注意事項※2は33件でした。

なお、指摘事項や注意事項があった場合には、所管部課等には、是正、改善等の措置状況の報告を求めています。また、指摘事項に関する措置の内容については公表を行います。

※1 「指摘事項」とは、法令等の規定に違反する執行状況にあるもので内容が重大なもの、不適正な執行状況にあるものでその結果が区の事務事業に著しい支障を来したり、区政に対する不信を招くおそれがあるものなどをいいます。

※2 「注意事項」とは、法令等の規定に違反する執行状況その他不適正な執行状況にあるが、指摘事項とするに至らないと認められるものなどをいいます。

| 監査項目  | 主な注意事項                                                        | 改善等の措置 |
|-------|---------------------------------------------------------------|--------|
| 現金等管理 | ・現金出納簿に一部記載されていないものがあった。                                      | ○      |
|       | ・資金前渡受者等の事務引継ぎが行われていなかった。                                     | ○      |
|       | ・施設入場料用口座等について、現金出納簿が作成されていなかった。                              | ○      |
|       | ・自動車借上料口座について、現金出納簿の点検が行われていなかった。                             | ○      |
| 予算執行  | ・委託料について、歳出予算推定差引簿による予算額の管理が行われていなかった。                        | ○      |
|       | ・保存期間中の兼用請求書について、紙文書で保存されていないものがあった。                          | ○      |
|       | ・システム保守等業務委託（単価契約）において、1時間単位未満の端数について、仕様書の規定と異なり切り上げずに支払っていた。 | ○      |
| 契約事務  | ・物品購入等において、契約締結前に業者に発注していた。                                   | ○      |
|       | ・長期継続契約である機械警備業務委託において、年額ではなく総額で契約書を作成していた。                   | ○      |

|          |                                                                        |   |
|----------|------------------------------------------------------------------------|---|
| 業務委託等    | ・各保育園の運営業務委託において、仕様書に基づく履行の確認が不十分な事例が見受けられた。                           | ○ |
|          | ・業務支援システム用タブレット端末等の賃貸借において、「情報の保護および管理に関する特記事項」に掲げられた情報関係書類を徴取していなかった。 | ○ |
|          | ・車両の運行管理委託において、仕様書の不備により必要のない車検を行っていた。                                 | ○ |
| 学校徴収金    | ・準公金管理において、立替払いの発生等、不適切な事務処理が行われていた。                                   | ○ |
|          | ・準公金の管理において、現金出納簿と決算報告書の記載内容に齟齬があるなど、不適切な事務処理が行われていた。                  | ○ |
|          | ・準公金について、余剰金が処理されず繰り越されていた。                                            | ○ |
|          | ・準公金管理責任者の事務引継ぎが行われていなかった。                                             | ○ |
|          | ・6学年の教材費会計において、前年度（5学年時）に支払いを失念し、6学年時に支払っていたものがあつた。                    | ○ |
| 職員等のサービス | ・「時間外・休日労働に関する協定」に基づく超過勤務命令の上限時間数を超過する職員がいた。                           | ○ |
| 施設管理     | ・学校施設管理の手引きに基づく日常点検が実施されていなかった。                                        | ○ |
|          | ・排煙窓の排煙装置が使用不可の状態のものがあつた。                                              | ○ |

※ 「改善等の措置」欄は、所管部課等から改善等の措置について報告のあったものを「○」で表示しています。



▲ 工事監査の様子 ▲

## (2) 行政監査

### 令和 7 年度の行政監査テーマ

#### 「区立施設の管理・運営手法について」

区立施設の管理・運営においては、直営、業務委託、指定管理者制度と、様々な手法が用いられています。各施設の管理・運営手法が適切であるか等を以下の着眼点により監査しました。

- ① 施設ごとに適切な管理・運営手法が選択されているか
- ② 所管課等による監督が適切に行われているか
- ③ 社会経済情勢の変化に応じ、管理・運営手法の見直しを検討しているか

#### 監査結果等

##### ① 施設ごとに適切な管理・運営手法が選択されているか

管理・運営手法に係る調査結果から、区民サービスの向上と経費削減に取り組むため、適切な管理・運営手法を選択していると認められる。

また、本行政監査と調査対象が異なるものの、令和 3 年度行政監査「プロポーザル方式による契約について」における調査に比し、プロポーザル方式による事業者の選定に係る結果公表の有無および外部専門家の活用について、大きな改善が見られた。引き続き、これらの取組を進められたい。

##### ② 所管課等による監督が適切に行われているか

管理・運営手法に係る調査結果および令和 7 年度財政援助団体等監査の機会を通じ、所管課等の監督は概ね適切に行われていると認められる。しかし、人材確保をはじめとする今後の課題を乗り越えるためには、区民サービスを提供する側の意見に耳を傾けることが重要である。定例会の実施やその頻度を高めるなどし、より一層体制の強化を図られたい。

また、施設への実地調査は、実際の区民サービスの提供状況だけでなく、施設の管理運営に係る区への報告が適正に行われているか確認することもできるほか、老朽化等による施設の不具合の早期発見にも繋がるため、現在、実施頻度が低いもしくは未実施のケースであっても、今一度その有効性に鑑み、検討や実施を期待する。

なお、指定管理施設への監査委員実査において、稼働率向上への取組や多様な自主事業を行っている事例が見受けられた。改善に資する事例について、他の施設にも波及できる仕組みを設けることを期待する。

### ③ 社会経済情勢の変化に応じ、管理・運営手法の見直しを検討しているか

管理・運営手法に係る調査結果および令和7年度財政援助団体等監査の機会を通じ、人手不足に課題を感じていることを確認した。区と区立施設を管理運営する事業者が協力して課題を解決し、さらなる区民サービスの向上に取り組まれない。

管理・運営手法に係る調査では、63.6%が現在の管理運営手法に課題無と回答しており、適切な運営を行っていると思われる。一方、課題有との回答 36.4%に対し、管理運営手法の見直しに係る検討を行っているのは 26.6%に留まっており、検討を行っていない施設種別が多かった。新たな手法による管理運営を行うことで、区民サービスの向上のほか、物価上昇や人手不足に伴い増加傾向が見込まれる経費の節減が図れる可能性があるため、現在の課題の有無にかかわらず、積極的な情報収集に取り組まれない。

管理運営手法の検討に当たっては、施設の特性や業務内容に鑑み、メリット・デメリットを比較し、施設のポテンシャルを最大限発揮できる手法を選択するよう、努められたい。練馬区ではまだ導入されていないが、他の自治体で導入されている手法であるコンセッション方式を紹介するので、参考にされたい。

### ④ 監査委員意見

令和7年度財政援助団体等監査の機会を通じて実施した監査委員実査において、指定管理者から直接、施設を管理運営する上での現状と課題を聴取し、指定管理者が区所管課の指導監督を受けながら、区民サービスの向上に取り組んでおり、一定の成果を上げていることを確認した。

近年はあらゆる業態で人材確保が困難になっている。財政援助団体監査をはじめとする各監査現場でのヒアリングにおいて、人材を確保するという課題を、いかにして乗り越えているかという苦労の声を多く聞いた。

実際に各監査現場でのヒアリングを通じ、施設を管理運営する上での課題として、施設の老朽化等に起因するハード面の課題が多く挙げられたが、加えて、区民に直接関わるソフト面の課題が大変多い状況が確認できた。

人工知能（AI）が急速に進化し、普及が進み、業務の効率化や省力化が図られたとしても、現場での業務を担う人材の確保は必須である。質の高いサービスを継続的に提供するため、人材の質的・量的確保は、今後、さらに重要性を増すと思われる。

モニタリングに際し、利用者の満足度調査を行うことは、区民サービスの向上という観点からは欠かせないものである。一方で、区立施設を運営し、区民サービスを提供する側の声を区が真摯に受け止め、人材確保をはじめとする今後の課題を共に乗り越える姿勢の強化が、ますます求められる。

全部業務委託におけるモニタリング実施の検討に重点を置きつつ、引き続き、区と区立施設を管理運営する事業者とで協力して課題を解決し、さらなる区民サービスの向上に取り組まれない。

### (3) 財政援助団体等監査

区が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っている団体等に対する監査を実施しました。指摘事項は0件、注意事項は2件でした。

なお、指摘事項や注意事項があった場合には、所管部課等に是正、改善等の措置状況の報告を求めています。また、指摘事項に関する措置の内容については公表を行います。

| 監査項目      | 注意事項                               | 改善等の措置 |
|-----------|------------------------------------|--------|
| 補助団体について  | ・農業体験農園に対する補助金において、補助金額の算出に誤りがあった。 | ○      |
| 指定管理者について | ・平和台体育館において、排煙窓の排煙装置が故障していた。       | ○      |

※ 「改善等の措置」欄は、所管部課等から改善等の措置について報告のあったものを「○」で表示しています。

### (4) 決算審査・基金運用状況審査

令和7年度練馬区各会計歳入歳出決算（一般会計、国民健康保険事業会計、介護保険会計、後期高齢者医療会計）および基金（用地取得基金）の運用状況について審査しました。

| 審査結果                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・各会計歳入歳出決算書等および財産の管理状況は、関係諸帳簿等と照合し審査した結果、誤りのないものと認められました。<br>・基金の運用状況は、関係諸帳簿等と照合し審査した結果、誤りのないものと認められました。 |

## (5) 健全化判断比率審査

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の算定が正しく行われているか審査しました。

### 審査結果

- ・健全化判断比率の算定は、誤りのないものと認められました。

## (6) 例月現金出納検査

毎月1回、会計管理者の現金の出納事務が正しく行われているか検査しました。

### 検査結果

- ・各月における現金出納は、関係諸帳簿等を照合するなどの方法により検査した結果、誤りのないものと認められました。

## (7) 住民監査請求による監査

令和7年度は、住民監査請求がありませんでした。

○監査結果については、練馬区ホームページ(<https://www.city.nerima.tokyo.jp/>)に掲載しています。

練馬区の監査のあらまし～令和7年度監査結果の概要～  
令和8年（2026年）9月  
発行 練馬区監査事務局  
東京都練馬区豊玉北6-12-1  
電話 03（5984）4729

※表紙の写真：「高松みらいのはたけ」